

Q ^{そらだん} どのような相談ができるのですか？

A ^{せいかつ ほ ご じゆきゆう} これから生活保護を受給した
^{ばあい} いう場合はもちろん、すでに生
^{かつ ほ ご じゆきゆう} 活保護を受給されている方で、福祉
^{じ むしょ ほ ご ていし はいし} 事務所から保護を停止されたり廃止
^{ふ あん} されるのではないかと不安がある、
^{げんざい じゆきよ てんきよ ほ ご ひ} 現在の住居から転居したい、保護費
^{へんかん もと どう せいかつ ほ} の返還を求められている等、生活保
^{ご かか} 護に関わるあらゆる相談をすることが
できます。

Q ^{そらだん かね} 相談にお金はかかるのですか？

A ^{せいかつ ほ ご かん そらだん ばあい} 生活保護に関する相談の場合
^{そらだんしゃ いっさい きんせんてき ふたん} 相談者には、一切の金銭的負担はあ
^{たんとうべん ご し ほら} りません。担当弁護士が法テラスの
^{ほりつそらだんえんじょ りやう どう} 法律相談援助を利用しますので、同
^{せい ど りやう てつづ きやうりよくだ} 制度の利用手続きにご協力下さい。
^{おな もんだい げんそく かい} 同じ問題について、原則3回まで
^{むりやう ほら ほりつそらだんえんじょ} は無料(法テラスの法律相談援助を
^{りやう そらだん う} 利用)で相談を受けられますので、
^{あんしん そらだんくだ} 安心してご相談下さい。



Q ^{そらだん ばしょ} 相談場所はどこですか？

A ^{き ほんてき そらだん たんとう} 基本的には、相談を担当す
^{べん ご し ほりつじ むしょ おこな} る弁護士の法律事務所で行うことが
^{よてい} 予定されています。
^{びやうきとう ほりつじ むしょ} しかし、病気等で法律事務所ま
^い で行けないという場合は、出張法律
^{い ばあい しゅつちやうほりつ} 相談が可能な場合もあります。
^{そらだん か のう ばあい} 詳しくは、担当弁護士とお打ち合
^{くわ たんとうべん ご し う あ} わせ下さい。

Q ^{そらだん せいかつ ほ ご しんせい} 相談だけでなく、生活保護申請を
^{てつた} 手伝ってもらうことはできますか？

A ^{ひつやう ばあい そらだん う べん ご} もちろんです。
^{し ふくし じ むしょ どうこう いっしょ} 必要な場合は、相談を受けた弁護
^{せいかつ ほ ご しんせい おこな よてい} 士が、福祉事務所に同行し、一緒に
生活保護申請を行うことを予定して
います。
^{べん ご し どうこう しんせい さい ふくし} 弁護士が同行して申請する際、福祉
^{じ むしょ じじやう ていねい せつめい} 事務所に事情を丁寧に説明すること
で、手続きが円滑に進むこともあり
^{てつづ えんかつ す} ますので、是非ご相談下さい。

生活保護 法律相談



^{そらだんりやう むりやう せいかつ ほ ご りやう} 相談料は無料です。生活保護の利用に
^{こま かつ き がる そらだんくだ} お困りの方は、お気軽にご相談下さい。

^{べん ご し かい はち おう じ ほりつ そらだん} 弁護士会八王子法律相談センター

まどぐちでんわばんごう 窓口電話番号 **042-642-5000**

^{うけつけじかん} 受付時間 ^{げつやう び きんやう び} 月曜日～金曜日

9:30～12:00
13:00～16:00

生活保護とは？

生活保護は、憲法25条に基づき、生活に困窮した全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。食費等の生活費の他、家賃や医療費、教育費等について扶助を受けることができます。

生活保護を受けられるのはどんな人？

生活に困窮している方（国が定める基準を下回る生活水準の方）なら、生活困窮に至った原因にかかわらず、誰でも生活保護を受けられます。

まずは、ご相談下さい。

生活保護法律相談の手順

1

まずは、**042-642-5000**にお電話下さい。
電話で、八王子法律相談センターの職員がお名前やご連絡先等の聞き取りをさせていただきます。（相談の受け付けであり、電話相談ではありません。）



2

弁護士会の方で担当弁護士を決定し、担当弁護士に相談者の方のお名前やご連絡先等を伝えます。



3

担当弁護士から、ご相談者の方に電話等で連絡いたしますので、相談の日程、場所をお打ち合わせ下さい。



4

担当弁護士と③で決めた日時場所で、面談相談を行います。



生活保護について関心・理解がある弁護士が相談に対応します。

すでにお一人で福祉事務所に行って、生活保護を断られたとしても、すぐにあきらめる必要はありません。一緒に問題解決を考えましょう。